

大坪 稔 先生 略 歴

- 昭和 二年 八月四日福岡県八女市大字蒲原に出生
- 同 一八年 八月 兵役（台湾海軍航空隊）（昭和二年三月まで）
- 同 二四年 三月 福岡県立陽南高等学校（中退）
- 同 二四年 四月 福岡外事専門学校編入学
- 同 二六年 三月 福岡外事専門学校卒業
- 同 二八年 三月 法政大学法学部法律学科卒業
- 同 三〇年 三月 法政大学大学院社会科学研究科（私法学専攻）修了
- 同 三〇年 四月 西日本短期大学（旧大憲塾法学院）専任講師
- 同 三三年 一月 西日本短期大学民法講師判定（文部省大学設置審査会）
- 同 三五年 二月 西日本短期大学民法助教判定（文部省大学設置審査会）
- 同 三七年一〇月 西日本短期大学教授
- 同 三九年 四月 九州産業大学商学部助教
- 同 三九年 四月 九州産業大学学生部副部長（昭和四三年三月まで）
- 同 四一年一月 九州産業大学商学部民法教授判定（文部省大学設置審査会）
- 同 四五年 四月 九州産業大学学生部長（昭和四八年三月まで）
- 同 四九年 四月 北九州大学法学部教授

同	四九年	四月	北九州大学評議員（昭和五四年三月まで）
同	五七年	四月	鹿児島大学教授法文学部
			鹿児島大学大学院法学研究科指導教員
			鹿児島大学評議員（平成元年三月まで）
同	六〇年	四月	鹿児島市行政改革懇談会会長（昭和六一年五月提言書を提出し任務終了）
同	六〇年	一月	鹿児島市個人情報保護審議会会長（平成四年八月まで）
同	六一年	九月	鹿児島市個人情報保護審議会会長（平成四年八月まで）
同	六三年	四月	鹿児島大学大学院法学研究科科長（平成元年三月まで）
平成	二年	一月	鹿児島市建築紛争調整委員会会長（平成四年一二月まで）
同	三年	七月	鹿児島市情報公開懇話会会長（同年一二月提言書を提出し任務終了）
同	五年	三月	停年により退職
同	五年	四月	九州国際大学法経学部教授
			鹿児島大学名誉教授の称号授与

業績目録

(一) 著書

- | | | | |
|--------|--------------------|---------------|----------|
| (1) | 実定法概説 | 酒井書店 | 昭和四二年一〇月 |
| (2) | 契約法(一) | 酒井書店 | 昭和五三年四月 |
| (3) | 地方公務員のための民事判例研究 | 酒井書店 | 昭和五六年九月 |
| (4) | 民法総則(共著) | 九州大学出版会 | 昭和五七年四月 |
| (5) | 債権法各論(編著) | 嵯峨野書院 | 昭和六二年九月 |
| (6) | 地方公務員のための判例研究と私法理論 | 鹿児島県市町村職員研修協会 | 昭和六三年四月 |
| (7) | 民法Ⅱ物権(共著) | 日本評論社 | 昭和六三年七月 |
| (8) | 民法総則(共著) | 嵯峨野書院 | 平成元年四月 |
| (9) | 民法と現代社会(編著) | 嵯峨野書院 | 平成元年五月 |
| (10) | 増訂版実定法概説 | 酒井書店 | 平成二年二月 |
| (11) | 不動産賃貸借法の諸問題 | 鹿児島県市町村職員研修協会 | 平成三年一〇月 |
| (12) | 民法コンメンタール(10)(共著) | ぎょうせい | 平成三年一〇月 |
| (13) | 増補版債権法各論(編著) | 嵯峨野書院 | 平成五年四月 |
| (二) 論文 | | | |
| (1) | 動産抵当権の即時取得について | 私法第一九号(有斐閣) | 昭和三三年一〇月 |

- | | | | |
|------|--------------------|----------------------------|----------|
| (2) | 明認方法について | 九州産業大学商経論叢第五卷一号 | 昭和三九年一月 |
| (3) | 民法における公信の原則の研究(1) | 九州産業大学商経論叢第五卷二号 | 昭和四〇年三月 |
| (4) | 民法における公信の原則の研究(2) | 九州産業大学商経論叢第五卷三号 | 昭和四〇年三月 |
| (5) | 自力救済論 | 【宇賀田順三博士還暦記念法学論集】
(一粒社) | 昭和四一年三月 |
| (6) | 夫婦間における贈与契約の取消について | 九州産業大学商経論叢第六卷三号 | 昭和四一年三月 |
| (7) | 民法における善意について(1) | 九州産業大学商経論叢第七卷一号 | 昭和四一年九月 |
| (8) | 民法における善意について(2) | 九州産業大学商経論叢第七卷二号 | 昭和四二年一月 |
| (9) | 民法における善意について(3) | 九州産業大学商経論叢第七卷三号 | 昭和四二年三月 |
| (10) | 民法における善意について(4) | 九州産業大学商経論叢第八卷一号 | 昭和四二年二月 |
| (11) | 再び民法における善意について | 九州産業大学商経論叢第八卷三号 | 昭和四三年一〇月 |
| (12) | 民法における善意について | 私法第三〇号 (有斐閣) | 昭和四三年一〇月 |
| (13) | 表見代理の研究(1) | 九州産業大学商経論叢第九卷一号 | 昭和四三年一月 |
| (14) | 自力救済と占有及び公信力との関係 | 九州産業大学商経論叢第九卷三号 | 昭和四四年三月 |
| (15) | 表見代理の研究(2) | 九州産業大学商経論叢第一〇卷一号 | 昭和四四年八月 |
| (16) | 動産抵当について(1) | 九州産業大学商経論叢第一〇卷三・
四合併号 | 昭和四五年三月 |
| (17) | 動産抵当について(2) | 九州産業大学商経論叢第一一卷一号 | 昭和四五年二月 |
| (18) | 新根抵当法について | 九州産業大学商経論叢第一二卷一号 | 昭和四六年七月 |

- (19) 沖繩における所有者不明の土地について 九州産業大学商経論叢第一三卷三号 昭和四八年 二月
- (20) 再び沖繩における所有者不明の土地について 九州産業大学商経論叢第一四卷一号 昭和四八年 九月
- (21) 移転料について 北九州大学法政論集第四卷一号 昭和五一年 七月
- (22) 債権譲渡に関する研究(1) 北九州大学法政論集第四卷四号 昭和五二年 三月
- (23) 明認方法の諸問題 『薬師寺博士米寿記念民法学の諸問題』(総合労働研究所) 昭和五二年一〇月
- (24) 移転料の性質 ジュリスト増刊「民法の争点」(有斐閣) 昭和五三年 七月
- (25) 家屋賃借人の収去権と原状回復義務 北九州大学法政論集第六卷二号 昭和五三年一月
- (26) 家屋賃借人の修繕義務について 北九州大学法政論集第七卷三号 昭和五四年一月
- (27) 沖繩における所有者不明の土地について(新論) 北九州大学法政論集第九卷二号 昭和五七年 一月
- (28) 債権譲渡に関する研究(2) 鹿児島大学法学論集第一八卷一・二 昭和五八年 三月
- (29) 留置権と同時履行の抗弁権 合併号 『現代民法学の基本問題 上』(第一法規) 昭和五八年 七月
- (30) 沖繩における土地問題―特に所有者不明の土地について 私法第四五号(有斐閣) 昭和五八年 九月
- (31) 賃貸人の修繕義務と賃借人の必要費・費用償還請求権 『現代契約法体系第3巻』(有斐閣) 昭和五八年一月
- (32) 賃貸借契約解除について―解除の特約を中心に 鹿児島大学法学論集第一九卷一・二 昭和五九年 三月

- | | | | |
|------|-----------------------------------|-------------------------|-----------|
| (33) | 賃借権の無断譲渡と解除 | 【新版判例演習民法4】(有斐閣) | 昭和五九年 八月 |
| (34) | 共同不法行為 | 【法令解釈事典】(ぎょうせい) | 昭和六一年 三月 |
| (35) | 慰謝料請求権の性質 | 【法令解釈事典】(ぎょうせい) | 昭和六一年 三月 |
| (36) | 偽造文書に基づく土地所有権の移転と市・国の責任 | 鹿児島大学法学論集第二二卷一号 | 昭和六一年 一月 |
| (37) | 求償権等の消滅時効の起算点―信用保証協会の求償権を中心― | 鹿児島大学法学論集第二二卷二号 | 昭和六二年 四月 |
| (38) | 債権譲渡の對抗要件と債権の準占有に対する弁済 | 鹿児島大学法学論集第二三卷一・二
合併号 | 昭和六二年 二月 |
| (39) | 損害賠償額の算定期期 | 【債権法重要論点研究】(酒井書店) | 昭和六三年 四月 |
| (40) | 医薬品製造・投薬等の法的責任について(1) | 鹿児島大学法学論集第二五卷一・二
合併号 | 平成 二年 三月 |
| (41) | 医薬品製造・投薬等の法的責任について(2) | 鹿児島大学法学論集第二六卷一号 | 平成 二年 一〇月 |
| (42) | 買戻約款付不動産の転売と買戻権行使の相手方
(有斐閣) | 【不動産取引判例百選(第二版)】 | 平成 三年 七月 |
| (43) | 医薬品製造・投薬等の法的責任について(3) | 鹿児島大学法学論集第二七卷一号 | 平成 三年 九月 |
| (44) | 借地・借家法の改正論点 | 鹿児島大学法学論集第二八卷一号 | 平成 四年 九月 |
| (45) | 建物保護法と借地権との関係―新借地借家法一〇条
との比較考察 | 【続現代民法学の基本問題】(第一法
規) | 平成 五年 四月 |